

「ふくいワーケーションプログラム」企画運営業務 公募型プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

- (1) 企画提案内容等の合計点が最も高い提案者を、受託候補者とする。
- (2) 受託候補者と優先的に契約交渉を行うこととし、契約協議が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行う。
- (3) 100 点中 60 点を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約交渉の候補者としない。

2 審査の方法

- (1) 審査委員会は、下記の審査基準に基づき、審査・採点を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーション毎に採点を行う。
- (3) 各提案者の合計点は、各審査委員の採点の合計を、審査委員数で除したものとする。
- (4) 同点の場合は、審査委員会の協議により、受託候補者と次点者を決定する。

3 審査基準

審査項目の配点は次のとおりとする。

区分	審査項目（評価の視点）	配点
実現性	1 類似事業の実績を鑑み、十分な業務遂行能力が認められるか。	5
	2 受託者が主体的かつ効果的に業務を遂行するために、適切な事業計画が組み立てられ、的確な人員・組織体制が整備されているか。	10
	3 経費は適切に見積もられているか。	5
企画内容	4 【「ふくいワーケーションプログラム」の全体企画及び運営】 ・ 運営方法が効果的と見込まれる提案となっているか ・ 参加者が、実際の生活をイメージできる効果的な内容が提案されているか。	25
	5 【「ふくいワーケーションプログラム」参加者の募集】 ・ 参加者の募集にあたり、都市部の子育て家族を効果的に呼び込むとともに、参加者のニーズに合わせて受け入れすることができるか。	20
	6 【「ふくいワーケーションプログラム」に係る関係者との調整】 ・ 就学児及び未就学児が体験入学（園）等の実施や保護者がテレワーク等を実施するにあたり、関係者との調整手段や方法が具体的に提案されているか。	20
	7 【提案の独自性】 ・ 事業目的の達成に向け、業務内容の充実や効果的な企画運営について、提案者の強みを活かした独自性のある提案となっているか。	15
計		100

《採点基準》

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点 5	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
配点 10	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
配点 15	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
配点 20	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
配点 30	30 点	24 点	18 点	12 点	6 点